

第 9 2 号議案

四日市市都市計画マスタープラン

地域・地区別構想（県地区）の変更

【四日市市都市計画まちづくり条例第 2 2 条に基づく付議】

平成 3 0 年 7 月 1 0 日

四日市市都市計画審議会

県地区都市計画マスタープランの変更について

県地区は、全域が市街化調整区域に位置し、農地が広がる中、点在する既存集落等では、高齢化や人口減少の進展による集落の衰退、農業の担い手不足等による農地の遊休化、荒廃が懸念されている。

「都市計画マスタープラン全体構想（平成 23 年）」では、市街化調整区域における優良な農地の保全に併せ、既存集落地域における地域コミュニティの維持のため、必要に応じて地区計画制度を活用し、定住促進などを講じることが位置付けられている。

また、地域主体で策定した「県地区まちづくり構想」では、国道 365 号沿いの計画的な土地利用に関する今後の方向性として、歩行者等の安全性の確保に合わせ地域の発展につながる沿道の土地利用について関係事業者と協議を進める旨の提案がなされている。

国道 365 号沿いの上海老町大沢地区では、平成 5 年に民間事業者による大規模商業開発が計画され、開発を前提とした農用地区域及び三重用水受益地の除外、開発許可に関する予備協議を終え、事業化に向けて進んでいたが、経済情勢の変化等により開発許可の本申請に至らず、その後の土地利用をめぐり、地権者と市で様々な協議が行われてきた。

一方、平成 18 年に人口減少社会の到来に対応し、都市計画法が改正され、市街化調整区域において、従来認められていた大規模開発（開発面積 5ha 以上）の規定が廃止され、市街化調整区域での相当規模の開発行為については、地区計画の都市計画手続きを通じて開発許可の可否を判断することとなった。

平成 26 年の「県地区都市計画マスタープラン」の策定時点では、当該区域の扱いについて、土地利用方針の結論が出ておらず、位置付けることができなかった。

こうした経緯の中、当該区域において、今回、民間事業者による既存集落の維持、活性化に資する土地利用計画が具体化することとなった。

これを受け、過去に開発計画があり遊休農地化している当該区域において、今後の土地利用の悪化を防止し、既存集落及び県地区の活力維持の実現に向けた計画的な土地利用を図るため、県地区都市計画マスタープランに土地利用の方針を位置付けるものである。

変更案

自然と調和のとれた 田園都市 あかた

県地区 都市計画マスタープラン (地域・地区別構想)

※変更箇所については、以下のとおりです。

- ・ P6, P9 赤字部分の追記
- ・ P10 図に⑦-3)の位置を追加表示

平成26年6月

平成30年 月 変更

四日市市

はじめに

四日市市では、少子高齢、人口減少社会の到来のなかで、今後とも四日市市が活力を持続していくための‘まちづくりの目標’として「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」を平成 14 年 7 月に策定しました。その後、平成 20 年 3 月には全体構想の一部変更を行い、さらに、平成 23 年度を初年度とする総合計画の策定に併せ、平成 23 年 7 月に都市計画マスタープラン全体構想の改定を行いました。

改定後の全体構想では、まちづくりの基本的な考え方として、「生活者の視点に立つまちづくり」「既成市街地等の再整備と有効活用」「自然環境の保全と創出」「誰もが移動しやすい交通環境づくり」「市民と市の協働によるまちづくり」の 5 点を掲げ、活力ある地域社会の実現を市民と協働のまちづくりに求め、市民主体で策定された「地区まちづくり構想」を基に都市計画マスタープランの地域・地区別構想を市で策定する道筋が示されています。

県地区は、市西部に位置し、地域全体が豊かな自然環境と共存する「自然共生ゾーン」となっており、市街化調整区域として農地や川・緑などの保全が期待されている一方、近年では地区北部において工業地域が拡大するなど、一部で新たな役割も期待されています。

市では、四日市市都市計画まちづくり条例に基づき、県地区まちづくり構想策定委員会から提案いただいた「県地区まちづくり構想」を踏まえ、「四日市市都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）」（以下、県地区都市計画マスタープランという。）を策定しました。

県地区都市計画マスタープランとは

- ◆四日市市の都市計画の基本的な方針である「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」に基づく、県地区におけるまちづくりのアクションプランとなるものです。
- ◆概ね 20 年後を見通しつつ、今後概ね 10 年間にいて取り組む施策を中心に、県地区の今後のまちづくりの方向性を示したものです。
- ◆ 県地区の特徴や課題を踏まえ、活力ある地域社会と魅力的な地域づくりの実現のために、市民と市が果たすべき役割を示し、その実現にどのように取り組んでいくかを示したものです。
- ◆ 県地区のまちづくりの指針として、これをもとに様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものです。

目 次

第1章 県地区の特徴	1
第2章 県地区のまちづくりの基本的方向	2
第3章 県地区のまちづくりへの取り組み	3
1. 自然を活かしたまちづくり	3
2. 住みやすいまちづくり	4、5
3. 安全・安心なまちづくり	6、7
■ 概ね10年間に予定する地域整備の取り組み	8、9
■ 構 想 図	10
第4章 県地区都市計画マスタープランの実現に向けて	11

第1章 県地区の特徴

県地区は、地区内を流れる3つの河川や里山などの四季折々の表情を見せる自然や、開墾され多くの人々によって受け継がれてきた田園風景に囲まれ、自然と農を肌で感じることのできる地区です。

県地区は、北野村、赤水村、上海老原村、下海老原村、黒田村、江村、平尾村の各村が合併して県村になりました。その後、昭和22年には大沢地区が上海老原村から、昭和23年には栄地区が平尾村からそれぞれ分離しました。

昭和29年、四日市市に合併されましたが、その後も地区内の開墾やほ場整備が進められ、本市を代表する農業生産拠点となりました。

一方で、30年ほど前から住宅地も整備され、昭和53年にはあがたハイツ（あがたが丘）が、平成元年には県営あこず団地がそれぞれ開発・整備され、現在の13地区が形成されました。

さらに、平成3年、平尾町に栄工業団地が造成され、平成20年には保々地区に立地していた事業所の拡張に伴い、地区の北部（上海老町大沢）の一部が工業地域となりました。

県地区においても、近年、生活スタイルや価値観が多様化し、非農家の割合が増加しています。そうした中、薄れかかっている地区住民同士の結びつきを改めて強めるとともに、誰もが楽しく暮らし続けたいと思える地区にするため、これまで行ってきた取り組みを評価・尊重した上で、地区住民と行政の協働によるまちづくりを一層推進していくことが期待されています。

第2章 県地区のまちづくりの基本的方向

県地区から市に提出された「県地区まちづくり構想」では、地区が目指す将来像を、『自然と調和のとれた 田園都市 あがた』と掲げ、それを実現するための7つの目標が打ち出されました。

【県地区がめざす将来像】

自然と調和のとれた 田園都市 あがた

【将来像を実現するための7つの目標】

1. 地区を花でいっぱいにし、清潔なまちを心がけます
2. 県地区が培ってきた歴史・自然を大切にします
3. 次代の主役となる、子ども達の成長を見守ります
4. 元気な老人がいつまでも活躍できるようにします
5. 道路など都市基盤の整備についても行政と協働して考えます
6. 実り豊かな農業が地区住民の生活と共存できるようにします
7. 安心して暮らせるよう安全なまちにします

これを踏まえ、市では、地区の将来像である「自然と調和のとれた 田園都市 あがた」を、まちづくりの基本的な方向とし、都市整備の取り組みが必要な項目を整理して『県地区都市計画マスタープラン』を策定しました。

この基本的な方向を実現するため、以下のように、地区のまちづくりを支える3つの柱を立て、必要な施策・事業を展開します。

自然と調和のとれた 田園都市 あがた

1.
自然を活かした
まちづくり

2.
住みやすい
まちづくり

3.
安全・安心な
まちづくり

第3章 県地区のまちづくりへの取り組み

3-1 自然を活かしたまちづくり

(1) 里山を活かした魅力づくり

地区を象徴する里山である岡山では、「四日市市市民緑地の指定及び管理に関する要綱」に基づき、所有者の了解のもと地区住民の手によって整備が進められ、平成17年5月に市民緑地第1号として「岡山市市民緑地（グリーンパーク岡山）」がオープンし、現在も整備拡大や施設の維持が行われています。

今後も地区住民による整備を継続して支援し、地区の魅力を高めます。

取り組みの方針

- 池や緑など自然に包まれた岡山市市民緑地の里山づくりを継続的に支援することにより、地区住民同士の交流や子どもから高齢者まで世代間の交流を進め、明るく楽しい地域づくりにつなげます。
- 担い手の固定化や高齢化が進んでいるため、企業とのマッチングなど新たな担い手の発掘や後継者の確保・養成に努めます。
- 現在の市民緑地制度の課題等を検証し、里山保全における新たな制度の活用に向けた研究を行います。

(2) 河川を活かした憩いの場づくり

地区内に流れる竹谷川では、春には桜が咲き誇り、夏にはホタルが飛び交い、更に近年では昆虫・小動物・鳥類が集まるようになるなど四季を通じて自然を感じることのできる市民の憩いの場となっています。

また、地区内を流れる海蔵川・三滝川を含めた3つの河川では、今後も、地域の憩いの場としての川づくりや、生態系に配慮した自然を活かした川づくりを関係機関に働きかけるとともに、必要に応じ河川周辺の環境整備を行います。

取り組みの方針

- 3つの河川において、親水空間としての整備を関係機関に働きかけます。
- 竹谷川の黒橋からもみじ橋の堤防道路について、ウォーキングを行うことができるなど、地域とともに安全な憩いの空間づくりについて検討のうえ、関係機関との協議を行います。また、児童の通学路となっている右岸道路においては、関係者等の合意のもと、車両通行規制についても、地域とともに関係機関との協議を進めます。
- 河川沿いの公共空間に花を植えるなど、地域が主体となって取り組む緑化活動に対して、花と緑いっぱい事業などにより支援します。

3-2 住みやすいまちづくり

(1) 地区内の公園・公共施設の親しみやすさの向上

県地区には、地区住民の憩いの場ともなる公園や広場があります。今後も、これらの施設の利用促進が図られ、更なる地区住民の憩いの場や健康づくりの場となるよう、持続性のある維持管理について検討していくとともに、花と緑いっぱい事業などを活用し、親しみやすく魅力ある空間づくりを進めます。

取り組みの方針

- 現在地区内にある公園などについて、地域とともに利用の促進や維持・管理について検討します。
- 花と緑いっぱい事業を活用し、公共施設の魅力ある空間づくりを支援していきます。

(2) 既存集落の居住環境の向上

平尾町、上海老町、下海老町などでは、生活道路が狭いため、家屋建替え時などのセットバックの啓発などにより、緊急時の防災空間や緊急車両の通行確保を行うなど居住空間の向上に努めます。

また、地区の一部では雨水に関する排水処理施設が不十分なところがあるため、適切な排水処理施設の改善を図ります。

取り組みの方針

- 平尾町、上海老町、下海老町などの密集集落においては、緊急時の防災空間や緊急車両の通行を確保するため、地域と協働で、狭あい道路後退用地整備事業を促進するとともに、建築協定や地区計画などの検討について、専門家を派遣するなどにより支援します。
- 日常的に利用する狭い生活道路においては、地域の協力のもと待避所の設置などの改善策を検討します。
- 地域にて調査・作成された排水溝マップなどをもとに、雨水排水施設の整備・維持管理を順次段階的に行います。

(3) 既存住宅団地の居住環境の維持

地区にある住宅団地（あがたが丘）では、居住者の高齢化が進み、住宅団地の魅力や活力の維持が課題となっているため、団地内の景観や環境美化について地域とともに検討し、居住環境の維持に努めます。

また、あがたが丘を発着地とする路線バスが運行されており、地域と協働で利用促進を図るとともに、持続可能な公共交通について研究を行います。

取り組みの方針

- 住宅団地の魅力を維持するため、地区住民による団地内道路の環境美化などの取り組みについて、必要に応じて専門家の派遣を行うなどの支援を図ります。
- 住生活基本計画に基づいた空き家バンク制度を検討するなど、既存住宅団地の再生に努めます。
- 既存バス路線の今後のあり方など、地域とともに検討し利用促進に努めます。

3-3 安全・安心なまちづくり

(1) 安全な移動の確保

現在、国道 477 号バイパスや県道上海老高角線バイパスの整備が進められており、これらの早期完成を関係機関に働きかけるとともに、子どもやお年寄りなど誰もが安全に移動できる歩行空間の形成など、交通の安全に配慮したまちづくりを進めます。

取り組みの方針

- 公共施設周辺やこれらをつなぐ道路については、安全性の向上を図るため、地域が作成する危険箇所マップに基づき、地域と調整を図りつつ、段差の解消など適切な維持管理に努めます。
- 国道 477 号バイパス及びそれにつながる県道上海老高角線バイパスの整備に合わせて、花と緑いっぱい事業を活用するなど地区住民による沿道景観形成を支援します。
- 国道 365 号の交通安全性を高めるため、歩道が未整備の箇所について早期整備を地域とともに関係機関に働きかけます。
- 県道上海老高角線の歩道が連続していない箇所の整備を地域とともに関係機関に働きかけます。
- 県道上海老高角線バイパスの道路完成後の環境美化に向けた取り組みについて、地域と協働して行うことができるよう、地域とともに関係機関に働きかけます。

(2) 良好な地域環境の形成

県地区は区域全域が市街化調整区域に位置しており、自然豊かな土地利用となっています。

今後も、周囲の自然や住環境を脅かすおそれのある土地利用を防止し、良好な地域環境の形成を行います。

取り組みの方針

- 国道 365 号の沿線には、約 50ha（約 500,000 m²）の広大な土取りの跡地やゴルフ場があり、その部分において民間の事業者による土地利用の変更などが検討されており、地域環境との調和を図りながら適切な土地利用を形成します。
- きらら学園東側の未利用地については、地区住民の意見が盛り込まれるよう配慮するとともに、地区計画制度の活用などにより適切な土地利用を形成していきます。
- 国道 365 号沿いの上海老町大沢地区で過去に商業開発が頓挫し遊休化していた区域において、既存集落の維持を図るために、必要な新規居住者の受け入れと地区住民の暮らしを支える利便施設を地区計画制度により誘導します。

(3) 災害の未然防止

県地区には、二級河川である三滝川・海蔵川・竹谷川の3つの河川が流れていますが、過去には地区内で幾多の水害を経験しています。

このため、大雨などによる水害を未然に防ぐよう3河川の適切な維持管理を関係機関に働きかけるとともに、水路などの排水施設の適切な管理に努めます。

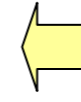
また、近い将来の発生が懸念されている大規模地震などの災害から大切な命を守るため、地区住民とともに災害に強いまちづくりに取り組みます。

取り組みの方針

- 地震により都市基盤が寸断されないよう、道路施設等の適切な維持管理に努めます。
- 大規模地震などの災害対策を進めるため、住宅の耐震診断や耐震改修費用の補助制度などで、建物の安全性の向上を支援するとともに、老朽化した危険空き家対策等について地域とともに検討を行います。
- 地震時などの通行の安全性を確保するため、ブロック塀から生垣への転換を支援します。
- 集中豪雨や台風による土砂災害や河川の氾濫の未然防止のため、河床の浚渫など適切な維持管理を地域とともに関係機関に働きかけます。

四日市市が概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み（まちづくり構想の提案項目併記）

県地区都市計画マスタープラン		事業概要
自然を活かしたまちづくり	①里山を活かした魅力づくり	<p>【対象区域】岡山市民緑地(グリーンパーク岡山)全域</p> <p>【概要】1)岡山市民緑地(グリーンパーク岡山)の里山づくりを継続的に支援 2)企業とのマッチングなど新たな担い手の発掘や後継者の確保・養成 3)市民緑地制度の課題を検証し、里山保全における新たな制度の活用に向けた研究を実施</p> <p>【実施時期】1)継続的に実施 2)地域や関係者等との調整を図り、合意が整い次第、実施 3)継続的に研究などを進める</p>
	②河川を活かした憩いの場づくり	<p>【対象区域】海蔵川、三滝川、竹谷川周辺</p> <p>【概要】1)竹谷川周辺道路については、ウォーキングができるなど安全な憩いの空間づくりを検討し、関係機関と協議 2)通学路である竹谷川右岸道路の車両通行規制については、関係者等の合意が整い次第、地域とともに関係機関と協議 3)河川沿いの公共空間に花を植えるなど、地域が主体となって取り組む緑化活動に対して、花と緑いっぱい事業などにより支援</p> <p>【実施時期】1)地域とともに整備手法を検討・協議 2)地域とともに検討を行い、合意が整い次第、着手 3)継続的に実施</p>
住みやすいまちづくり	③地区内の公園・公共施設の親しみやすさの向上	<p>【対象区域】県地区全域</p> <p>【概要】1)地区内にある公園の利用促進や維持・管理について、地域とともに検討 2)公共施設などで、地域が主体となって取り組む魅力ある空間づくりの活動に対して、花と緑いっぱい事業により支援</p> <p>【実施時期】1)地域とともに関係者による検討を実施 2)継続的に支援しつつ、新たに地域や管理者との合意が整い次第、実施</p>
	④既存集落の居住環境の向上	<p>【対象区域】平尾町、上海老町、下海老町などの既存集落</p> <p>【概要】1)緊急時の防災空間や、緊急車両の通行の確保など災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路後退用地整備事業を促進しつつ、建築協定や地区計画などの検討のため、専門家の派遣などの支援 2)日常的に使用する狭い生活道路について、地域と協働で待避所の設置などを検討 3)地域で調査・作成された排水溝マップなどをもとに、雨水排水施設の整備・維持管理を順次段階的に実施</p> <p>【実施時期】1),2)地域や所有者とともに検討を進め、合意が整い次第、着手 3)地域との調整により、実施時期決定</p>
	⑤既存住宅団地の居住環境の維持	<p>【対象区域】あがたが丘</p> <p>【概要】1)地区住民による団地内道路の環境美化などの取り組みについて、必要に応じて専門家の派遣などの支援 2)住生活基本計画に基づいた空き家バンク制度を検討するなど、既存団地の再生に努める 3)既存バス路線の今後のあり方など、地域とともに検討し、利用促進に努める</p> <p>【実施時期】1)必要に応じ支援を実施 2)住生活基本計画に基づき継続的に実施 3)地域との調整により、必要に応じて実施</p>



県地区まちづくり構想	
地区整備の内容	想定箇所
<p>【岡山の里山づくりによる住民の憩いの場づくり】 市民緑地制度を超えた新たな取り組みの研究</p>	◇岡山市民緑地
<p>【地区を流れる3つの河川の親水空間整備】 竹谷川堤防道路をウォーキングコースとして整備 竹谷川右岸道路の車両通行規制の実施</p>	◇竹谷川の黒橋からもみじ橋間 ◇小学校周辺の竹谷川右岸道路
<p>【使いやすく親しみやすい公共施設の整備と管理】 花と緑いっぱい事業を活用した親しみやすく魅力ある空間づくり</p>	
<p>【公園・広場の利活用と管理・運営】 地区内公園の利用促進や有効活用</p>	◇地区内の公園
<p>【密集した集落の居住環境の改善】 既存集落の密集解消</p>	◇平尾町、上海老町、下海老町などの既存集落
<p>【雨水排水機能の整備】 雨水排水施設の整備・維持管理</p>	◇地区内の道路
<p>【住宅団地の居住環境の維持】 住宅団地における景観整備、環境美化への支援 既存バス路線の利用促進 新たな公共交通の仕組み導入の検討</p>	◇あがたが丘

※ 県地区から市にご提案いただいた「県地区まちづくり構想」の内、地区整備に関する提案項目を抜粋したものです。

県地区都市計画マスタープラン	
事業概要	
安全・安心なまちづくり	<p>⑥安全な移動の確保</p> <p>【対象区域】 県地区全域</p> <p>【概要】 1)公共施設周辺やこれらをつなぐ道路については、安全性の向上を図るため、地域の作成する危険箇所マップに基づき、地域と調整を図りつつ段差解消など適切な維持管理に努める 2)国道 477 号線バイパス及びそれにつながる県道上海老高角線バイパスの整備に合わせ、花と緑いっぱい事業を活用するなど、地区住民による沿道景観形成を支援</p> <p>【実施時期】 1)危険箇所マップなどをもとに、調整を図りつつ順次実施 2)継続的に実施</p>
	<p>⑦良好な地域環境の形成</p> <p>【対象区域】 国道 365 号沿いなど</p> <p>【概要】 1)地域環境との調和を図りながら適切な土地利用を形成 2)きらら学園東側の未利用地については、地区住民の意見が盛り込まれるよう配慮するとともに、地区計画制度の活用などにより適切な土地利用を形成 3)上海老町大沢地区で過去に商業開発が頓挫し遊休化していた区域において、既存集落の維持を図るために、必要な新規居住者の受け入れと地区住民の暮らしを支える利便施設を地区計画制度により誘導</p> <p>【実施時期】 1)継続的に実施 2)平成 26 年度より計画的に実施 3)地区計画の都市計画決定は平成 30 年度目標</p>
	<p>⑧災害の未然防止</p> <p>【対象区域】 県地区全域</p> <p>【概要】 1)木造住宅の耐震対策の実施や危険空き家の除却などを木造住宅耐震補強補助制度により支援するとともに、空き家対策等について地域とともに検討 2)ブロック塀から生垣への転換を生垣設置助成金交付制度により支援 3)道路施設等の適正な維持管理に努めるとともに、三重県にも働きかける</p> <p>【実施時期】 1)地域への制度啓発を継続しつつ、所有者からの申し出により継続的に支援 地域の協力のもと、空き家の実態調査から順次実施 2)所有者からの申し出により継続的に支援 3)継続的に実施</p>



県地区まちづくり構想	
地区整備の内容	想定箇所
<p>【県道上海老高角線バイパスの建設計画に伴うまちづくり】 国道 477 号バイパス及び県道上海老高角線バイパスの沿道景観形成</p>	◇国道 477 号バイパス及び県道上海老高角線バイパスの沿道
<p>【みんなにやさしいまちづくり】 バリアフリーに配慮した道路</p>	◇地区内の道路など
<p>【国道365号沿いの計画的な土地利用】 国道 365 号沿いの適切な土地利用 きらら学園東側の未利用地の活用</p>	◇国道 365 号沿い ◇きらら学園東側の未利用地
<p>【災害に備えた安全・安心なまちづくり】 道路や橋梁などの長寿命化や耐震化</p>	

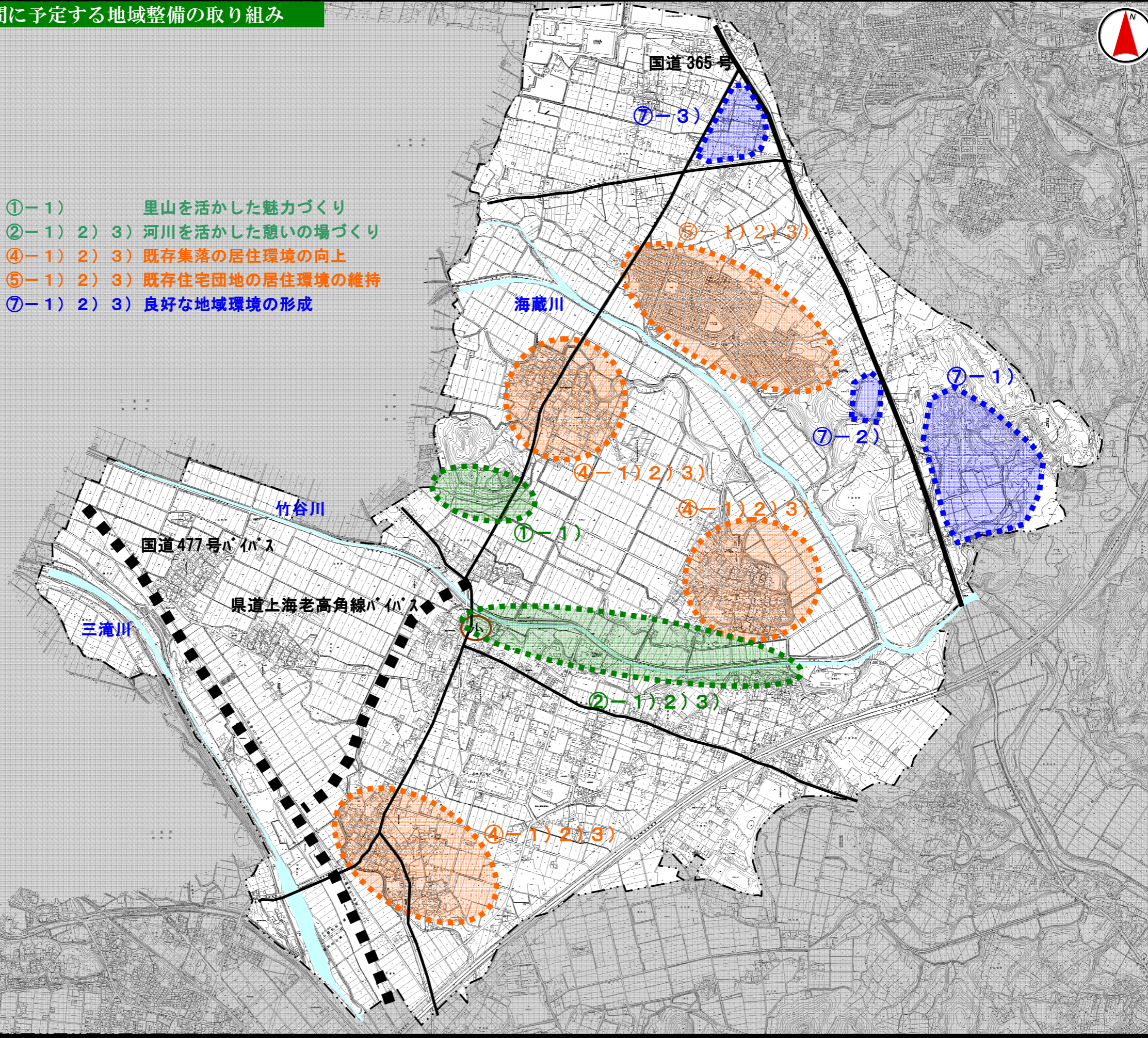
※ 県地区から市にご提案いただいた「県地区まちづくり構想」の内、地区整備に関する提案項目を抜粋したものです。

※ 10 年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

概ね10年間に予定する地域整備の取り組み



- ①-1) 里山を活かした魅力づくり
- ②-1) 2) 3) 河川を活かした憩いの場づくり
- ④-1) 2) 3) 既存集落の居住環境の向上
- ⑤-1) 2) 3) 既存住宅団地の居住環境の維持
- ⑦-1) 2) 3) 良好な地域環境の形成



第4章 県地区都市計画マスタープランの実現に向けて

4-1 多様な主体の参画と協働によるまちづくり

地域住民や社会のニーズが多様化する中で、県地区の活力を支えていくために、地域の皆さんで共有できる将来像を育みながら、一人ひとりがまちづくりに関わり行動することが大切です。

また、地域の特性に応じたまちづくりを進めるためには、地域と行政の双方向のコミュニケーションと適切な役割分担が欠かせません。

このため、まちづくりの総合的な調整や調査・研究並びに情報発信など、県地区都市計画マスタープランの実現に向けて、地域と市が連携した取り組みを進めます。

取り組みの方針

- プランの実現に向けた、地区まちづくり組織と市が連携した体制の構築。
- 多様なまちづくり主体の参画の促進。

4-2 継続的なフォローアップ

少子高齢化や人口減少時代の到来など地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつありますが、この県というまちが地域に暮らす皆さんの生活の場であり故郷であることに変わりはありません。

県地区が『自然と調和のとれた 田園都市 あがた』であるためには、地域の特色を活かした様々な取り組みにより、暮らしやすい環境を実現していくことが必要です。

このため、地域と行政が協働で、地域のまちづくり活動と関連する行政分野の施策及び事業との連携を図りつつ、プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップに努めます。

取り組みの方針

- 地域のまちづくり活動と連携した、県地区都市計画マスタープランの進行管理。
- プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップ。